

別紙

	補助対象経費	補助基準額
1	地域生活体験室の賃借料()	1日あたり500円
2	訪問系サービスの利用料()	1日あたり6,300円
3	日中活動系サービスの利用料()	1日あたり6,300円
4	個別支援計画の作成料	地域生活の体験1日あたり1,000円

注1 1円未満の端数が出た場合は切捨てとする。

注2 表中2と3は、合わせて1日あたり6,300円を補助限度額とする。

注3 居宅介護及び重度訪問介護に係る介護給付費の支給決定を受けている者が、地域生活体験室においてホームヘルプサービスを利用する場合は、介護給付費の支給の対象外となるため、表中2の補助の対象となる。

注4 自宅で生活する者は、必要に応じ、日中活動系サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給決定を受けること。

注5 が付されている経費については、食費、水道・光熱費及び日用品その他日常生活において通常必要となるものに係る費用は補助対象経費に含まれないので留意のこと。